

# 平成29年9月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年9月11日 午後2時57分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年9月11日 午後3時28分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	濱田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	三輪 順一	濱田 一吉
中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸	渡 秀孝
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江
吉住三千代			

(2)欠席者(1名)

安武 正一

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による  
許可申請について

---

午後2時57分開会

○事務局長( ) 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

本日、平成29年9月期の農業委員会、ただいまから開催をさせていただきますが、本日の議案につきましては、第1号議案から第2号議案となっております。慎重なる審議をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日の出席委員数を報告させていただきます。出席委員は17名でございます。

本日、安武正一委員から欠席の連絡をいただいております。

古賀市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、過半数の要件を満たしておりますことから、本総会が成立することをまずは御報告をさせていただきます。

続きまして、議長の選出でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長を務めることとなっておりますから、以降、議事進行につきましては■会長にお任せをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（■君） こんにちは。農繁期の大変忙しい中、皆さん出席してもらいました。ありがとうございます。暑い日もまだ続いているみたいですから、体に十分注意されて農作業に励んでもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

では、ただいまから9月期の定例農業委員会の総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

○議長（■君） 9月期の議事録署名委員は、吉住委員さんと篠崎委員さんでお願いいたします。

○議長（■君） それでは、農業委員会議案書に入らせてもらいます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号5から事務局説明をお願いいたします。

#### 〔議案朗読〕

○係（■） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号5について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を世帯内の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、■さん、年齢28歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約6年ほどと伺っております。現在の、農業経営状況は水稻及び野菜を作付されていらっしゃいます。お持ちの農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、国道3号線花鶴丘入口交差点の東側に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は田として水稻を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付されたいとのことでございます。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は3万4,386平米で、今回同一世帯内での贈与でございますので、耕作面積の移動はありませんことから、同様に3万4,386平米であり、50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がある方は、ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら、採決を取りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案、番号5に対して承認されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手16/16名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成で、原案どおり可決しました。承認されました。

続きまして、同じく第1号議案、番号6、事務局、お願ひいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号6について御説明いたします。

議案書の1ページにお戻りください。

今回の内容は、申請人は申請地を親族間の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。それでは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、[REDACTED]さん、年齢63歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約45年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付されていらっしゃいます。お持ちの農機具等でございますが、トラクター、田植え機、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、今回の申請地を御説明させていただきます。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、県道町川原赤間線、古賀浄水場前交差点の南側に位置します丸囲み内斜線部

1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は田として水稻を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は2万5,278.91平米で、今回贈与される農地を利用権で設定しておりますことから、耕作面積の移動はございませんので、同様に2万5,278.91平米であり、50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問ある方は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案、番号6に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手16/16名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。原案どおり承認されました。

続きまして、第1号議案、番号7、事務局、説明をお願いします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号7について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を親子間の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は[REDACTED]さん、年齢62歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約40年ほどと伺っております。お持ちの農機具等でございますが、トラクター及び軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。続きまして、申請地の位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地は、青柳にございます石瓦公民館の東側に位置します丸囲み内斜線部3筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は畑として野菜及びかんきつを作付されていらっしゃいますが、今後も同様に野菜及びかんきつを作付されていきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万3,695平米で、今回贈与される農地も既に耕作面積に含まれておりますことから、耕作面積の移動はございませんので、同様に1万3,695平米であり、50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問ある方は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案、番号7に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手16／16名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。全員可決されました。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、第2号議案、市街化調整区域及び都市計画区域以外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号16から事務局説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請番号16について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人は農地法第5条の契約で売買を行い、建売分譲住宅を建築するという内容でございます。なお、本件につきましては、今回の申請地が農振農用地であったことから、平

成29年3月から4月期の農業委員会にて審議を行い、平成29年8月18日付で除外が決定した案件となっております。

それでは、今回の申請の内容を御説明させていただきます。

まず、申請人等の詳細につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、柏屋警察署小野駐在所の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回の申請地は、南側及び東側が他地目による分断、北側は河川による分断、一部北西側から農地の広がりがあるもの、山林及び宅地による分断があり、10ヘクタール未満の広がりであることから二種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

こちらには、今回の建売分譲住宅に関する図面が示されているところでございます。

まず、建売分譲住宅につきましては、4戸の計画、全て平屋建ての計画となっております。また、乗入口につきましては、各戸ごと前面の西側道路1カ所からとなっております。北側の水路側及び東側のビニールハウス側には空洞ブロックをつく計画となっておりまして、こちらの被害防除計画が立てられておるところでございます。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をいたします。まず、雨水につきましては、各戸ごとに建屋の周囲に雨水枡を設け、新設の前面道路、西側前面道路側溝へ排出し、その後、横断暗渠を通じまして既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水でございますが、汚水及び雑排水につきましては、前面の西側道路に既に農業集落排水管が通っておることから、各戸ごとに前面の集落排水管へ接続し、排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。

切土及び盛土につきましては、現地でも御確認いただきましたとおり、道路高より田が少し低くなっていますので、道路高に合わせ水勾配を設けるため、全て盛土をする計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成29年7月8日付の承諾書の提出があつております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元

の、[ ] 委員さん、説明をお願いします。

○委員（16番 [ ] 君） この案件に関しましては、皆さんに2度ほど足を運んでいただき、大変申し訳ありませんでした。地元開発委員会を開催して、特に支障はないということで、了承いたしました。

○議長（[ ] 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたので、何か御質問のある方は、[ ] 委員どうぞ。

○委員（12番 [ ] 君） 前後は井戸水で準備されると思うんですけども、ビニールハウスのほうも災害で地下水、井戸水を使うのかなと思うんですけども、この辺は井戸水の水位だとか、水量とか、その辺が農業に影響を及ぼさないのか、それちょっと心配がありますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（[ ] 君） 事務局。

○係（[ ]） ただいま委員から御質問がありました件にお答えいたします。

井戸水に関しては、農業に、隣のビニールハウスに影響があるか否かということでございますけれども、ボーリング井戸に関しては、あくまで出る場所で掘るといった計画でございますので、こちらについてそういう基準を持っているわけではありません。よって、申請者から図面出されましたこの井戸の計画に基づいて、井戸の掘る位置が決められるといった内容でございます。ちょっと、お答えになるかどうかはわかりませんが、そういう基準というものは持ち合わせてないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（[ ] 君） ようございますか。

○委員（12番 [ ] 君） そうしますと、このビニールハウスのほうで営農されてある方は、結果として水が少なくて困るとか、枯れるとか、枯れることはないと思いますけれども、そういうときというのは、どういうふうに対処、ないしは今から予測されてどういうふうに考えてあるのか、ちょっとその辺をある程度、御本人が認識をされているのかなという気が気になるんですけど。

○議長（[ ] 君） 事務局。

○事務局長（[ ]） こういった開発で、例えば今回の4戸の住宅ということでございまして、当然周囲の農地の、とりわけ営農に支障がないかあるかということを、これは法律に基づいた中身ではございませんが、古賀市農業委員会の事務局としては独自でアンケートをとっているというふうな状況でございます。

今回、こういった建売分譲住宅を目的として農地の転用を行いますと。隣接するこちらの7ページで、議案書の7ページでいきますと、西側になるのかな、上側ですね、ビニールハウス

の（「東側」と呼ぶ者あり）東側ですね。東側にありますビニールハウスを営農されてある方、土地の所有者の方にはアンケートを実施しているような状況でございます。

特に、私、経験上の話をさせていただきますと、大きな工場あるいは何十戸の家が建つということで、取水は大丈夫かというふうな案件を取り扱ったことがございますが、そういったところも含めまして、計画図を隣地の人見ていただきながら、承諾をしていただくということが現場で起こっているのではということを考えますと、そこも含めて承諾をしているということを事務局では理解をし、これまでの農振の除外の案件から含めまして、上程をさせていただいているところでございますので、問題はないがというふうに理解をしているところでございます。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ようございますか。

○委員（12番 [REDACTED]君） 結果として、アンケートによってそのハウスの経営者の方にも連絡というか、伝わっているということですね。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○事務局長（[REDACTED]） そのように理解をしているところでございます。

○委員（12番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ほかになれば、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第2号議案、番号16に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手16／16名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成で可決されました。ありがとうございます。

続きまして、第2号議案の番号17、事務局、説明お願いします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号17について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で農地の贈与を行い、自己用住宅を建築するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり米多比にあります上米多比公民館の南側に位置します斜線の1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回の申請地は、南側、東側及び西側は他地目による分断、東側に一部の広がりがあるものの、宅地及び段差による分断があり、10ヘクタール未満の広がりであることから二種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

今回の計画は、自己用の戸建て住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。まず、乗入口につきましては、西側の前面道路から1カ所となっており、南側及び西側には既設ブロックがございますが、今回、中央部分に平屋建ての建物を建築されますが、その両側及び前面道路側にフェンス及びブロックをつく計画となっております。

次に、雨水及び雑排水等について御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枠を設け、北側の雨水枠、集水枠のほうへ集水し、暗渠を通じまして北側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水等につきましては、西側道路に既に農業集落配水管が通っておりますことから、こちらの集落排水管へ接続し排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の11ページをごらんください。

先ほど、現地でも御確認いただきましたが、現在、道路高より少し農地のほうが低くなっていますので、道路高にあわせ水勾配を設けるため、若干の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は、条件付承諾ということで、1、米多比区自治会に加入すること、2、行政区規定に基づく無線放送受信機を設置すること、以上2点の条件を付されまして、平成29年8月21日付の承諾書の提出があつております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいたしていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[ ]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの中[ ]委員さん、説明お願ひいたします。

○委員（15番 [ ]君） 先般、8月の15日に地元の開発委員会を開催いたしてます。今回の場合、所有者の次男の分家住宅ということで、畑であるということで、水利関係についても別段問題ないというところでございます。事務局からお話をありましたように、雨水につきましても道路側溝で排水、それから汚水、生活雑排水は集落排水への接続ということで、水関係に

ついても特段問題はないということでございます。行政区関係での若干条件が出ておりますけども、これはもう米多比としてはほとんど、条件としては附しているという内容でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（\_\_\_\_\_君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりました。

何かありましたら。何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（\_\_\_\_\_君） なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（\_\_\_\_\_君） では、第2号議案、番号17に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手16／16名]

○議長（\_\_\_\_\_君） 全員賛成。原案で可決しました。ありがとうございます。

議案はこれで終了いたしました。

午後3時28分閉会